

清水南地区社会福祉協議会 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、福井市清水南地区社会福祉協議会と称する

第2条 本会の事務所は、清水南公民館内に置く

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、清水南地区内のすべての住民が健康で文化的な生活を営むことができるように、全住民の協力を得て福祉の増進と明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- 1 福祉に関する計画及び調査研究に関すること
- 2 福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための、情報の伝達に関すること
- 3 地域ぐるみの福祉活動の実施
- 4 住民福祉の増進を目的とする各種団体の連絡調整及び活動の助成
- 5 福井市社会福祉協議会及び関係機関との連携
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 組 織

第5条 本会は、清水南地区内に居住するものをもって構成する

第6条 本会は、地区内における関係機関及び関係団体の協力を得るものとする

第7条 本会の事業運営のために委員会または部会を置くことができる

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理 事 | 若干名 |

監 事 2名
事務局 若干名

- 2 会長、副会長は、理事の中から選出し、総会において承認を得るものとする。ただし、副会長のうち1名は自治会連合会会長を充てる
- 3 理事は民生児童委員並びに各種団体代表者など社会福祉関係者等を充てる
- 4 監事は自治会連合会より推薦を受け、総会において選出する
- 5 事務局は会長が委嘱する
- 6 本会に顧問を置くことができる。顧問は清水南公民館長及び前自治会連合会長がなり、会議に出席して意見を述べるることができる

第9条 役員の任期は2年とし、その任期が満了した後も後任者の就任までは在任する。ただし再任を妨げない。なお、任期途中において補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した順によりその職務を代行する
- 3 理事は、会務を執行する
- 4 事務局は、本会の会務及び経理を処理する
- 5 監事は、本会の業務の執行状況並びに経理状況を監査する

第5章 評 議 員

第11条 本会に評議員を置く。評議員は、各自治会長をもって充てる

第12条 評議員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない

第6章 福 祉 委 員

第13条 本会に福祉委員を置く。福祉委員は、各自治会において推薦し会長がこれを委嘱する

第14条 福祉委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。なお、欠員により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする

第7章 会 議

- 第15条 本会の会議は、次のとおりとする
- 1 会議は、総会、理事会とする
 - 2 会議は、会長が必要と認めたとき招集し、その議長となる。
 - 3 総会は、役員及び評議員、福祉委員、保健衛生推進員等で構成し、年1回開催する
 - 4 理事会は、必要に応じて随時開催する

- 第16条 総会においては、次の事項を審議する
- 1 事業報告及び決算に関する事項
 - 2 事業計画及び予算に関する事項
 - 3 会長、副会長の承認
 - 4 清水南地区社会福祉協議会の会費に関する事項
 - 5 規約の変更に関する事項
 - 6 その他、会長が特に必要と認める事項

- 第17条 理事会において審議する事項は、次の通りとする
- 1 総会に付議する事項
 - 2 その他、事業実施上必要と認める事項

第8章 会 計

- 第18条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入を持って充てる
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる
- 第20条 清水南地区社会福祉協議会会費は、一世帯あたり一定額とし、金額については総会において定める

第9章 そ の 他

- 第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が理事会に諮り定めるものとする

附 則

この規約は、平成22年3月23日より施行する
この規約は、平成24年4月27日より施行する